

看護師免許証の第三者への誤交付について

太田保健福祉事務所において、看護師免許証を第三者に誤交付する事案が発生しました。
今後、このようなことがないように適切な事務処理を徹底し、再発防止に万全を期してまいります。

1 概要

太田保健福祉事務所の職員が、看護師免許証の書換え申請をした方に免許証を交付した際、本人の免許証と一緒に第三者の免許証を誤って交付したものの。

※看護師免許証の記載情報

氏名、旧姓、生年月日、本籍地（都道府県）、看護師籍登録番号、登録年月日、交付年月日

2 端緒及び関係者への対応

10月24日（木） 免許証受領のため、太田保健福祉事務所に来所したA氏に対し、職員がA氏の免許証を手交。その際、職員がA氏の免許証にB氏の免許証が重なっていたことに気づかず誤交付。

同日 A氏から太田保健福祉事務所に、B氏の免許証と一緒に交付されているとの連絡あり。

同日 職員がA氏宅を訪問し謝罪するとともに、B氏の免許証を回収。

10月25日（金） B氏に誤交付について電話で謝罪。

3 発生原因

免許証を交付する際、確認が不十分であったため。

4 再発防止策

- ・免許証はあらかじめ個人毎に分けた上で保管する。その際、免許証の枚数を確認するとともに、交付対象者の台帳と再度照合する。
- ・交付時は、書類や封筒の交付物一切を必ず再度確認する。